

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和6年12月13日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
やちよ

縦覧期間

令和6年12月13日(金)から  
令和6年12月27日(金)まで

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やちよという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県多可郡多可町八千代区中野間131に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 地域生活支援事業
- (3) 障害者と地域住民との交流の場づくり事業
- (4) 障害者福祉に関する相談・情報提供及び普及啓発事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の、入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
  - (2) 監事 1人又は2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	市位 巖
同	森位 文雄
同	谷田 明
同	末廣 基宏
同	吉田 覺
同	藤井 隆一
同	小林 靖夫
同	小牧 勝
同	門脇 茂
監事	藤井 正
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人	(1) 入会金	5,000 円
	(2) 年会費	1,000 円 (一口)
団体	(1) 入会金	10,000 円
	(2) 年会費	2,000 円 (一口)

賛助会員

個人	(1) 入会金	0 円
	(2) 年会費	1,000 円 (一口)
団体	(1) 入会金	0 円
	(2) 年会費	2,000 円 (一口)



# 令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人やちよ

## 1.基本方針（理念）

- ・ 障害のある人たちを広域的に支援できる施設を目指す
- ・ 何よりも利用者さんの安全管理を基本とし、明るい職場、気持ちよく仕事ができる環境を作り上げる
- ・ 利用者さんあっての支援員という原点を大切に、しがらみのない平等性を尊重していく
- ・ 専門的な知識を習得し、総合的な支援が出来る人材育成に取り組む

## 2.特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	具体的な事業内容	実施時期	実施場所	利用者定員	収益見込み (千円)
(1)障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業 あすなろの郷	開所日 (月20日)	多可郡多可町八千 代区中野間131	20人	29,000
	生活介護事業 ぴいす	開所日 (月20日)	多可郡多可町八千 代区中野間131	18人	30,000
	共同生活援助事業・ 短期入所事業 こもれびの家	365日	多可郡多可町八千代 区中野間275-110	6人	15,000
(2)地域生活支援事業	日中一時支援事業 あすなろの郷	開所日 (月20日)	多可郡多可町八千 代区中野間131	あすなろの郷の 定員の範囲内	320
	日中一時支援事業 こもれびの家	随時	多可郡多可町八千代 区中野間275-110	こもれびの家の 定員の範囲内	30
(3)障害者と地域住民との 交流の場づくり事業	交流会開催 地域住民への施設貸出	随時	多可郡多可町八千 代区中野間131		0
(4)障害者福祉に関する相談・ 情報提供及び普及啓発事業	相談支援専門員の育 成・研修の受講	随時	多可郡多可町八千 代区中野間131		0

## 3.事業実施体制

(1)会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

活動計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
<b>I 経常収益</b>			
1.	会費収入		
	正会員会費収入	90,000	
	賛助会員会費収入	20,000	110,000
2.	入会金収入		
	入会金収入	5,000	5,000
3.	寄付金収入		
	寄付金収入	50,000	50,000
4.	補助金等収入		
	補助金収入	500,000	500,000
5.	事業収入		
	共同生活援助事業収入	15,000,000	
	短期入所事業収入	0	
	就労継続支援B型事業収入	29,000,000	
	生活介護事業収入	30,000,000	
	日中一時支援事業収入	350,000	
	相談支援事業収入	0	
	施設管理事業収入	0	74,350,000
6.	雑収入		
	受取利息	100	
	雑収入	1,000,000	1,000,100
経常収益計			76,015,100
<b>II 経常費用</b>			
1.	事業費		
	(1) 人件費		
	給料手当	45,000,000	
	退職金	200,000	
	工賃	2,500,000	
	法定福利費	3,700,000	
	福利厚生費	150,000	
	人件費計	51,550,000	
	(2) その他経費		
	販売用材料仕入高	500,000	
	指導用材料仕入高	40,000	
	通信運搬費	120,000	
	燃料費	1,200,000	
	備品消耗品費	1,200,000	
	修繕費	1,200,000	
	事務用消耗品費	50,000	
	印刷製本費	200,000	
	水道光熱費	2,600,000	
	賃借料	710,000	
	保険料	830,000	
	委託費	180,000	
	食材費	5,000,000	
	租税公課	70,000	
	研修費	15,000	
	減価償却費	1,500,000	
	雑費	280,000	
	その他経費計	15,695,000	
事業費計			67,245,000

科 目		金 額	
2.	管理費		
	(1)人件費		
	役員報酬	480,000	
	給料手当	3,400,000	
	法定福利費	180,000	
	福利厚生費	400,000	
	人件費計	4,460,000	
	(2)その他経費		
	通信運搬費	350,000	
	備品消耗品費	40,000	
	修繕費	400,000	
	事務用消耗品費	200,000	
	印刷製本費	20,000	
	賃借料	480,000	
	接待交際費	20,000	
	租税公課	10,000	
	諸会費	50,000	
	管理諸費	920,000	
	研修費	30,000	
	減価償却費	130,000	
	雑費	600,000	
	償還金利子	40,000	
	その他経費計	3,290,000	
	管理費計		7,750,000
	経常費用計		74,995,000
	当期経常増減額		1,020,100
	税引前当期正味財産増減額		1,020,100
	法人税住民税及び事業税		72,000
	当期正味財産増減額		948,100
	前期繰越正味財産額		19,661,490
	次期繰越正味財産額		20,609,590

# 令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人やちよ

## 1.基本方針（理念）

- ・ 障害のある人たちを広域的に支援できる施設を目指す
- ・ 何よりも利用者さんの安全管理を基本とし、明るい職場、気持ちよく仕事ができる環境を作り上げる
- ・ 利用者さんあっての支援員という原点を大切に、しがらみのない平等性を尊重していく
- ・ 専門的な知識を習得し、総合的な支援が出来る人材育成に取り組む

## 2.特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	具体的な事業内容	実施時期	実施場所	利用者定員	収益見込み (千円)
(1)障害福祉サービス事業	就労継続支援B型事業 あすなろの郷	開所日 (月20日)	多可郡多可町八千 代区中野間131	20人	30,000
	生活介護事業 びいす	開所日 (月20日)	多可郡多可町八千 代区中野間131	18人	30,000
	共同生活援助事業・ 短期入所事業 こもれびの家	365日	多可郡多可町八千代 区中野間275-110	6人	15,020
(2)地域生活支援事業	日中一時支援事業 あすなろの郷	開所日 (月20日)	多可郡多可町八千 代区中野間131	あすなろの郷の 定員の範囲内	360
	日中一時支援事業 こもれびの家	随時	多可郡多可町八千代 区中野間275-110	こもれびの家の 定員の範囲内	40
(3)障害者と地域住民との 交流の場づくり事業	交流会開催 地域住民への施設貸出	随時	多可郡多可町八千 代区中野間131		10
(4)障害者福祉に関する相談・ 情報提供及び普及啓発事業	相談支援専門員の育 成・研修の受講	随時	多可郡多可町八千 代区中野間131		0

## 3.事業実施体制

(1)会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

活動計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
<b>I 経常収益</b>			
1.	会費収入		
	正会員会費収入	90,000	
	賛助会員会費収入	20,000	110,000
2.	入会金収入		
	入会金収入	5,000	5,000
3.	寄付金収入		
	寄付金収入	50,000	50,000
4.	補助金等収入		
	補助金収入	500,000	500,000
5.	事業収入		
1)	共同生活援助事業収入	15,000,000	
	短期入所事業収入	20,000	
	就労継続支援B型事業収入	30,000,000	
	生活介護事業収入	30,000,000	
2)	日中一時支援事業収入	400,000	
	相談支援事業収入	0	
3)	施設管理事業収入	10,000	75,430,000
6.	雑収入		
	受取利息	100	
	雑収入	1,000,000	1,000,100
経常収益計			77,095,100
<b>II 経常費用</b>			
1.	事業費		
	(1)人件費		
	給料手当	46,050,000	
	退職金	200,000	
	工賃	2,500,000	
	法定福利費	3,700,000	
	福利厚生費	150,000	
	人件費計	52,600,000	
	(2)その他経費		
	販売用材料仕入高	500,000	
	指導用材料仕入高	40,000	
	通信運搬費	120,000	
	燃料費	1,200,000	
	備品消耗品費	1,200,000	
	修繕費	1,200,000	
	事務用消耗品費	50,000	
	印刷製本費	200,000	
	水道光熱費	2,600,000	
	賃借料	710,000	
	保険料	830,000	
	委託費	180,000	
	食材費	5,000,000	
	租税公課	70,000	
	研修費	15,000	
	減価償却費	1,500,000	
	雑費	280,000	
	その他経費計	15,695,000	
事業費計			68,295,000

科 目		金 額	
2.	管理費		
	(1)人件費		
	役員報酬	480,000	
	給料手当	3,400,000	
	法定福利費	180,000	
	福利厚生費	400,000	
	人件費計	4,460,000	
	(2)その他経費		
	通信運搬費	350,000	
	備品消耗品費	40,000	
	修繕費	400,000	
	事務用消耗品費	200,000	
	印刷製本費	20,000	
	賃借料	480,000	
	接待交際費	20,000	
	租税公課	10,000	
	諸会費	50,000	
	管理諸費	920,000	
	研修費	30,000	
	減価償却費	130,000	
	雑費	600,000	
	償還金利子	40,000	
	その他経費計	3,290,000	
	管理費計		7,750,000
	経常費用計		76,045,000
	当期経常増減額		1,050,100
	税引前当期正味財産増減額		1,050,100
	法人税住民税及び事業税		0
	当期正味財産増減額		1,050,100
	前期繰越正味財産額		20,609,590
	次期繰越正味財産額		21,659,690